

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
簡易部品等保管庫	東方航空00001		
	作 成	令和7年	月 日
	変 更	令和 年	月 日
	作成部隊等名	東 部 方 面 航 空 隊 本 部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東部方面航空隊において使用する、簡易部品等保管庫（以下，“倉庫”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 種類・規格

種類・規格は、調達品目表によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDSZ8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

建築基準法及び関係条例

消防法（昭和23年法律第186号）及び関係条例

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成14年国土交通省告示第666号）

テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成14年国土交通省告示第667号）

d) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房庁営繕部監修，公共建築協会編集）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，“建築基準法”，“消防法”，“膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件”，“テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件”及び“公共建築工事標準仕様書（建築工事編）・（電気設備工事編）”これらの関連規則（以下，“規則”という。）を遵守するほか，製造者が規定する仕様及び社内規格による。

2.2 構成

構成は，表2による。数量は，調達品目表によって指定する。

表2—構成

番号	構成品名
1	基礎部
2	骨組
3	膜材
4	配電盤
5	照明
6	ベンチレーター
7	ガラリ
8	コンセント
9	配線ケーブル
10	搬出入口
11	附属品・予備品

2.3 外観・形状

外観・形状は，図1を参考とするほか，規則による。細部は，承認図面等を提出し承認を受けるものとする。

2.4 材料・機能・性能

材料・機能・性能は，次によるほか，規則による。細部は，承認図面等を提出し承認を受けるものとする。

なお，配置については，官側の指示による。

a) **基礎部** 基礎部は，調達品目表によって指定する場合を除き，次による。

- 1) 土間はコンクリートとし，厚さ200mm，設計強度を圧縮21N/mm²とするほか，納地における条例等による。
- 2) スロープを設ける。細部は，調達品目表によって指定する。
- 3) 柱基礎は，独立基礎又は布基礎とする。

b) **骨組** 骨組は，次による。

- 1) 構造は，鉄骨構造とする。
- 2) 構造強度は，規則によるほか，納地における条例等による。

- 3) 屋根の形状は、切妻形又は円弧形とする。
- c) **膜材** 膜材は、次による。
 - 1) 国土交通大臣認定の不燃性生地を使用し、規則によるほか、納地における条例等による。
 - 2) 色は、納地における条例等による場合を除き、緑を基準とする。
- d) **配電盤** 配電盤は、次による。
 - 1) 照明、ベンチレーター及び外部電源を最大に使用した場合の電力量に耐えること。
 - 2) 設置位置は、倉庫内部の搬出入口付近とする。
- e) **照明** 照明は、次による。
 - 1) 本体は、床面照度が80 lx以上となるよう設置する。
 - 2) スイッチの設置位置は、倉庫内部の搬出入口付近（2か所共用）で手が届く位置とする。
- f) **ベンチレーター** ベンチレーターは、次による。
 - 1) 強制換気型とする。
 - 2) 換気能力は、1台で4980m³/h以上とする。
 - 3) 設置位置は、天井とする。
- g) **ガラリ** ガラリは、次による。
 - 1) 材料は、アルミ製で□400程度とする。
 - 2) 設置位置は、搬出入口から見て左右側面中央部の高さ1.5mとする。
- h) **コンセント** コンセントは、次による。
 - 1) 商用電源アース付とする。
 - 2) 設置位置は、倉庫内部の手が届く位置とする。
- i) **配線ケーブル** 配線ケーブルは、配電盤と照明、ベンチレーター及びコンセントを接続し、各電気機器の電力に耐えること。また、搬出入物及び人員の出入りにより断線がないよう配線する。
- j) **搬出入口** 搬出入口は、次による。
 - 1) 構造は、ハンガードア式（両引き分け）とする。
 - 2) 材料は、鉄フレーム、シートを膜材と同様の生地とする。
- k) **附属品・予備品**
附属品・予備品は、調達品目表によって指定する。

2.5 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、外側の見える位置にNDSZ8011の1種銘板を取り付ける。細部は、承認図面等を提出し承認を受けるものとする。
なお、物品管理区分標識は、航空とする。

2.6 搬出入物

搬出入物は、フォークリフト3tとする。

2.7 地盤調査

調達品目表によって指定する場合を除き、作業前に作業範囲において地盤調査を実施する。

2.8 1次電源の引込

1次電源の引込は、調達品目表によって指定する場合を除き、契約の相手方が実施する。

2.9 作業場所・時期・担当者など

作業場所・時期・担当者などは、調達品目表によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z000001の4.1によるほか、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 工程表・承認用図面等

契約後速やかに、工程表及び2.3、2.4、2.5その他必要事項について承認用図面等を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出要領は、GLT-CG-Z000001の箇条6による。

5.2 提出書類・納入書類

提出書類・納入書類は、調達品目表によって指定する場合を除き、表3による。

表3—提出書類・納入書類

番号	名称	数量	
		提出書類	納入書類
1	工程表	1 a)	—
2	承認用図面等	1 a)	—
3	取扱説明書	—	1
4	作業報告書	1 a)	—

注 a) 提出先は、契約担当官等とする。

6 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

7 その他

7.1 規則等手続

規則及び納地における条例等に基づく関係部署への手続は、契約後速やかに契約の相手方が実施する。

7.2 電気水道

地盤調査、基礎工事及び据付工事等にかかる必要な電気水道は、調達品目表によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

なお、やむを得ず官側の施設を使用する場合は、契約担当官等と調整する。

7.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

7.4 作業時間

作業時間は、祝休日を除く1日7.75時間を基準とする。ただし、作業上必要な場合は、検査官等の指示によって作業する。

7.5 その他

その他は、次による。

- a) 駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業する。万一損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等に報告し、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- b) 駐屯地への立入りは、日本国籍を有し、日本語で意思疎通ができる者とする。
- c) その他、指示事項がある場合は、調達品目表によって指定する。

8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

